

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 軍用地問題（収用、賃貸、解除保証）1

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43637

プライス 勧告書

沖縄土地問題に関するプライス勧告書

(一九五六、六、二三発表)

一九五五年十一月十四日より同年十一月二十三日に至る视察

旅行に基く下院軍事委員会分科委員会報告。

旨
言

本報告は世界各地における軍事基地及び機関の視察に因連し

分科委員会より軍事委員会に提出されたものである。

下院軍事委員会

C・O・フィシャー W・スクーリング・コール
ジョージ・ミラー ウォルター・ノーヴラド
エーモン・T・バターン
ヴィリアム・H・ヴェーツ
また次の各員が左に示した資格で分科委員に随行した
軍事委員会顧問 フィリップ・W・ケレヘル
顧問補佐 ロイド・K・クーン
陸軍省法制連絡局
随行将校 ジョン・W・ゴーン大佐
米國陸軍
随行将校補佐 ウィリアム・F・ダニエルス曹長
特別任務のため分科委員会付となつた他の将校は次のとおり
メルヴィン・プライス
分科委員会議長
合衆国海軍
ジョン・E・デミヴィードソン海軍大佐
ウイリアム・H・マクマホン海軍少佐
一行は一九五五年十一月十四日朝ワシントンを出発し同年十一
月二十三日ワシントンに帰還した。
旅行の間分科委員会に提出された口頭及び文書による「資料」
の多くは必然的に高度の機密性を持つてゐるので、本報告书中で
論議することができない。この機密文書資料は、軍事委員会の
機密ファイルのうちに綴められ、軍事委員会委員の閲覧に供
するにあつた。
ヴィンソン委員長は軍事委員会の次の委員を特別分科委員会
委員として任命した。

二三九

၁၃

沖縄において土地占拠と土地接収に契約して米国が直面している異常に複雑化、また多様な諸問題を明確にして理解するためには、一九四五年に沖縄を日本軍から奪取した時からの米国占拠の沿革についてどちらかと云えば充分な理解を持つことが必要である。また沖縄を最大の島とする琉球諸島の最近の政治情勢について若干の知識を有することも同様に必要である。

琉球諸島は、日本の南西、台湾及びフィリピン群島の北東に位置する小笠原群島の西方にある同列島の延長は約七七五マイルであり、一四〇個の島嶼からなっている。主島である沖縄はサン・フランシスコから約六、〇〇〇マイル、東京からは八五〇マイルの距離にある。沖縄には中國側に面する那覇港と、太平洋岸に面するホワイト・ビーチとの二つの主要港がある。同島の長さは六七七マイルであり、その幅は三マイル乃至一〇マイルである。島の三分の一は標高一、五〇〇フィート以上の丘陵のある高低に富む地形である。南部沖縄は高地に乏しく浅い峡谷と谷のある起伏した丘陵がある。琉球諸島の人口は約八〇万人で、そのうち約六五五万五千名が沖縄と同島周辺の小島嶼に居住している。

アメリカ人は最初一八五三年にマーシュ、C・ペルリ提督の指揮の下に沖縄の那覇港に到着した。同提督は那覇で米国海軍の石炭補給所用として土地を実際に買入れた。しかしその後提督が日本を開拓することに成功したため米国は琉球諸島を看過するに至った。沖縄は一八七九年に日本の県となつた。

米国は、極東において脅威及び緊張の状態が存続する間は、現在の権力及び権利を爾余の琉球諸島において引続き行使することが、平和及び安全の方向に、アジア及び世界の自由国家陣営の協同的努力を成功せしめるため肝要であると確信する。従つて米国は将来相当期間これらの中の島の管理者としてとどまる意向を有するのである。

琉球諸島米国民政府は琉球諸島における米国の施政機關である。同民政府は民政長官の下に構成され八つの部と二つの地域チームからなつてゐる。同民政府の各部は琉球政府の部に相応し、また琉球政府の政策遂行にあたりそれを援助する。琉球現地政府に対してはその能力に応じて最大限の自治が附与されおり、かつ時日が経過するとともに漸次より大きな權限が授与されつてゐる。

琉球政府は一九五二年四月一日に正式に組織され、行政・立法及び司法の機能を有する。同政府は、一九五一年四月一日に地域的な四群島政府が合併した結果成立した臨時中央政府から発展したものであつた。琉球政府の行政部門を統括する琉球府行政主席は、米国民政府長官によつて任命された。しかし同府行政主席の一役免役によって選出された。

合衆國の軍政府及び民政府
沖縄は、連合国最高司令官が行政のため日本本土の南方境界
線に沿う琉球及び奄美諸島の北を通過する北緯三〇度線(二十九度)
に決められた一九四六年三月までの日本の県として残った。
米軍海軍は、日本降伏後の初期の間は琉球諸島における軍政
府としての責任を負つた。同軍政府の責任は一九四六年七月一日陸軍に移管された。琉球軍政府は、一九五〇年五月にその一
切の活動機能がマックアーラー元帥を長官とし、琉球軍司令官吉
田副長官及び民政官として構成された琉球諸島米国民政府に移
管されるまで存続した。

琉球諸島を統治する米国の権利は、初期においては陸戰法規
に基づいていた。対日和平条約が批准された一九五二年四月二
十八日以後の同地域における米国の権限は同条約第三条によつ
て設定された。同条は次のように規定している。

日本本国は、北緯二十九度以南の南西諸島(琉球諸島及び大東
諸島を含む)、硫黄島の南の南洋群島(小笠原群島、西之島及
び火出島等を含む)ならびに冲の鳥島及び南鳥島を合衆国を唯
一の施政権者とする信託統治制度にておくこととする國際連
合に対する合衆国のいかなる提案にも同意する。このような提
案が行われ且つ可決されるまで、合衆国は、領水を含むこれら
諸島の領域及び住民に對して、行政、立法及び司法上の権力の
全部及び一部を使用する。

一九五三年十二月二十五日に奄美大島として知られている琉
球諸島の北端が日本に返還された當時、ダレス國務長官は本問
題に關連する部分において以下を含む政策発表を行つた。

一九四五五年、米軍はその軍事施設用に約四万五千エーカーの土地を琉球人から収用したが、約五千エーカーが琉球人に返還されたので現在の土地収用は約四万五千エーカーである。これ等の土地は当初競争行為として収用されたので、地主に対しては補償が行われなかつたし、又考慮されたこともなかつた。

一九五〇年七月一日から一九五二年四月二十八日（対日和平条約効力日）までの間米國軍は沖縄の地主に対して地代を支払つた。これは一九五〇年七月一日から同地域において「即金払方式」(pay as you go base) と呼ぶべきもので、即ち米國の決定で従つて行われたものである。この期間における支代支払は、土地所有者帳籍の再編成が困難な事業であるために一九五三年の末期まで結了しなかつた。対日和平条約で、日本は米國に対するその国民の戦争賠償請求権をすべて放棄した。従つて琉球人は一九五二年四月二十八日以前についてはその土地使用に對して合衆国に補償を要求する法律的根拠を有しない。

一九五六年会計年度の沖縄に対する支出し額要求は四三、九八三千ドルであつたが、このうち三〇、五〇〇千ドルが五万五千エーカーの土地の取得のために割当てられることになつていらる。五万二千エーカーのうち五、六七三エーカーが軍用に当たられる。その時表明された三軍の土地要求、各場合における費用、及び兵力の内訳は左記の通りである。

(価格は一九五四年七月一日現在)

軍	土地要求(注)	費用(注)	兵力
陸軍 (海兵隊を含む)	一〇、二三八エーカー	七、五四七千ドル	一四、六〇〇人
海軍	一一、八三七エーカー	六、八〇〇ドル	一九、三五九人
空軍	一九、六六二エーカー	一〇、三四四ドル	一〇、八八七人

[註] 一九五五年六月現在

総額三〇、五〇〇、〇〇〇ドルのうち五七〇万ドルは移住定着費用である。この五七〇万ドルは次のように使用される。即ち二七〇万ドルは土地を失つた琉球人を約三百マイル離れた島嶼に移住させ其處に彼等のために部屋を建設するために使用され更に三〇〇万ドルが、海兵隊用に取得を予定されている一万二千エーカーの土地に現在居住している約一千二百家族を移住させるために使用される。

第一次案では海兵隊として占有されている四万エー

カーの土地のうち七千エーカーを利用して、まだ一万二千エー

カーを追加要求し、総計一九五千エーカーとする計画であつた。更に海兵隊は演習用として沖縄の北部において広大な土地を利用しようとしている。この土地はその大部分が旧日本の公有地であるので土地使用料の支払を必要とせずまたそれを使用することによって実際に土地を失う人もでてこないであろう。

しかし本報告のうちで後述するような他の経済的影響がある。

時代の年額は収用土地価額の六パーセントの率と決められ

た。またこの評価は一九五二年四月二十八日現在で陸軍工兵隊

の評価班が決定したものであった。しかし地主は米國提呈の支

費も見えていなかった。一方で、海兵隊によれば、この年額は、即ち約二十五万人を軽減せねばならぬ。従つて若し琉球の人口状態が米國に存在するすれば米國の人口は現在の一億六千五百万人に代つて二十七億五千万人となるであろう。

目下、軍によつて使用されている四万エーカー中の約一万六千エーカーの耕作地は沖縄における全耕作地の二十二%に當る。

琉球による占領のため約五万の家族、即ち約二十五万人を軽減させた。海兵隊によつて要求されることになつてゐる一万二千エーカーの中約三千エーカーも可耕地である。土地を失つた地主は〇・八エーカーにつき(一九五二年の土地価格に基く)年平均二十ドル足らずの地代を受けている。この額は明らかに移住得るだけの資金を地主に与えるものでない。又地主はこの額を以前は最低ながら自分及びその家族の生計を維持して行く手段となつていた土地の利用を失つたことに対する相当な補償とも見ていい。

土地を失つた地主の問題が経済上、現在以上に深刻化しないのは、この適切な要因のためである。

第一に、地主達は主として一九四五年の戦争によつて土地を失つた。彼等の多くは軍事施設の建設の間に急に発展した建設産業において職場を見付けたが、或いは米軍の雇傭員となつた。

第二に地主の約三分の一は、土地の全面的使用が必要となる迄

払率が不当であると主張して、右の条件で土地賃貸契約を結ぶことに不承知であった。一九五三年十二月五日付で発布された長政府布告第六号に基いて土地は現在默示的の賃貸契約によつて使用されている。地主は地代引上げ訴訟権をそこなうことなく供託されている。地主は地代引上げ訴訟権を裁定されなければ何らの判定が下されなかつた。陸軍の提案では同一の手続が長期地上権の取得の場合にも採られることがとされている。

二名の将校と軍属一名で構成されている。地主は全額評価をすることにした。訴願公聴会は委員会によつて行われたが下院議

院政府布告第六号に基いて土地は最も重要な所有物とする農業経済が主

題となつてゐた。

五人家族僅か〇・八エーカーの土地があれば生活ができる。

沖縄の面積は二十九万エーカーでその中僅か八万エーカーのみが耕作地である。一平方哩の人口密度は印度の三百八十一名。

琉球列島の農業経済は日本の管轄下にある時、通常、毎年完全欠損を生じ外部から色々の形での助成金を必要としたと云う事実をここに附書することはおそらく適當であろう。第二次大戦の每年払方式が引継ぎ行われるならば最後の空け渡しの時におけるこれらの地主及び以後海兵隊の要求に応じて移動せられる地主達が直面する経済上の苦境は、最も深刻な民事上の問題となるであろう。

今日、人口は急速に増加しておるが、米軍は、日本が占領したよりもずっと広大な地域を占領していることは、この増加人口と相まって本質的に同島における基礎経済問題であるところのものを甚だ悪化させてゐる。米國が現在の農業経済からの土地を取上げたことは、過剰人口の絶えざる圧迫と結びつて琉球の農業経済の伝統的な不足を強め、琉球人をして他の型の職業へ転換を早めることとなつた。

この問題の公正な解決には二つの措置が考えられると言ふのが軍の立場である。第一は米國が必要とする土地に長期利權を獲得しようとする事である。土地所有権抗議に反対する琉球の強い伝統に鑑みて、この計画は米國によつて必要とされる限り土地の完全使用を許する長期間の地上権を取得することであり、このため長期の地上権取得時現在の土地価格を

陸軍の計画

この問題の公正な解決には二つの措置が考えられると言ふのが軍の立場である。第一は米國が必要とする土地に長期利權を獲得しようとする事である。土地所有権抗議に反対する琉球の強い伝統に鑑みて、この計画は米國によつて必要とされる限り土地の完全使用を許する長期間の地上権を取得することであり、このため長期の地上権取得時現在の土地価格を

題の沖縄は米国の安全の為の重要なと考えられる太平洋防衛圏の一端である。

極東空軍は、この防衛圏に沿う我々の諸設備と、我々が米国で義務を負つてゐる外國領土上の諸設備の防衛の為に兵力を提供し、軍隊を輸送し、又広く展開している極東空軍の各部隊に対する兵站支援を与える使命を課せられている。極東空軍がこの使命を遂行することに当り最も重要な基地の一つが沖縄である。

沖縄は又米国航空隊の戦略的、戦術的兵力が其確保路に対し使用される據点である。かような次第で沖縄は本質的に戦略的航空隊の行動範囲を拡大する為に存在する海外基地の増加している連鎖の一環である。従つて、現在における我々の安全の為且つ将来の侵略に際し急速に展開し得る必要な能力を備える為に、米国航空隊が予見される将来に対して沖縄に航空部隊を維持することを計画することは最も重要なことである。

米国の保有期間は、沖縄の過半数航空基地における行政上、管理上の組織は第三百十三航空師団で、戦闘作戦部は第十八戦闘爆撃隊である。

米國の保有期間

米国が保有する期間の問題は奄美大島を日本の管轄に復するに際し述べられた國務長官の声明の中に最もよく答えられてゐる。即ち同長官は、極東に存続する緊張の状態が存在する限り、米国は残余の琉球列島で現在の権力を行使続ける積りであると述べている。従つて、不幸にもわれわれは非常に長い期間沖縄に駐留することになる。

沖縄に亘ると考へられねばならない以上、沖縄には存在しないのである。既述の如く沖縄人側の提案は年間地代八、二六三・一七八ドルとこれに加えて「その他の補償」として一四、三六八、一〇四ドルの一括払をすることを含んでいる。簡単にいえば沖縄は、米国が琉球人の地主に対し、これを実際に耕作したならば、その土地から得ることを期待できる総収入を支払うことを見込んでいる。種子購入等の如き細かい費用を除いては通常家族労働である勞働でさえ総収入から控除しようとはしていない。

以上は琉球政府の正式の提案である。分科委員会はこの計画を支持するものが政府当局であると否とも問わず、これら沖縄住民の意見を洪じて非難しようとするものではない。しかしながら、分科委員会はかけ引いて、「一体何うしてかかる法外な要求がなされたか非常に諒解し苦しむものである。實際においてその要求は、仮に琉球人が、米国が現在必要としている農地の一かけらを所有していたとしても、米国政府はその個人、そして恐らくはその相続者までを、あたかも彼らが長時間重労働に従事し、毎年自然の脅威を受けていたかの如き様式と方法で扶助すべきであるということを意味するものである。

この提案は本分科委員会の委員が悉知している補償について

の凡ての社会主義理論の上を行くものである。これ程地主を堕落させ、米国の納税義務に対し不公平なものはない。それは前に指摘した如く、土地を失つた地主は如何なる努力をも提供す

ることもなく土地の生産力と同等額を受取るであつうから、

問題は一時的のものでない

上述の諸事実の急頭に置けば土地問題は現在又は極く近い将来だけのものではなく、無視することの出来ない半ば永久的の問題であることは明らかである。同時に、米国が沖縄に対し幾つかの責任を持つていていることも明らかである。同時に、米国が沖縄に対し幾つかの責任を持つていることも明らかである。これらの責任は第一にわれわれのフェアーブレーの伝統から生じている。フェアーブレーの概念は、わが憲法修正第五条の正当な補償の下に土地を取得することに関する事項中に明示されている。責任の一

は沖縄が最も正確な意味で民主主義の「見本章」となったことからも生ずる。世界の目、特に共産諸國のかくされた自は沖縄におけるわれわれの行動を注意深く見守つており、其種側はわれわれに対する対立宣伝として利用し得るもののが現れに専念している。これら二つの事柄は慎重に考慮の末、道義を第一として実際を第二とする優先順序を附された。

沖縄案の意味

此處で琉球人の要求している補償計画の諸般の性質と影響をも細に検討することがよいと思ふ。明らかに、沖縄案は土地をも得られると推定される総収入の八〇%を地代として置いてある日本の特別措置法に基いている。

同法が沖縄側の要求の基礎となつてゐるとするならば、同法

は地主が永久に他の場所へ移転せず琉球米軍がもはや土地を必要としなかつた場合は戻つて土地を取り返すことが必要である。

或いは、望ましいと恐らく思はれた當時の日本の一時的条件に合致するために制定されたことが指摘されなければならない。

以上指摘した如くかかる事態は現在われわれの土地保有が

ある。即ちその計画を採用すると、琉球人、特にこの多額の年間地代を貰わない人々に有害なインフレーション的懲罰を作用し出すこととなることが分らないわけではない。また定期的な再評価の時期が近くにつれ、更に多くの地代を獲得しようと試みることは必然であるから、年ざめの地代によつて根本問題は解決されないのである。

今日までの米国の計画の不適当性

本分科委員会の見解によれば、琉球人は正当な範囲内に越えてるに付ける補償の要求をしたが、一方わが政府も琉球人が蒙つた損失に対する補償を怠つた。

前記述べた如く米国は占有した財産の適正価格の六倍を使用料と決定した。土地価格につき成程一エーカー当たり平均三三〇ドルという明らかに寛大な評価をした。しかし沖縄では一家族平均僅か〇、八エーカーの土地しか所有しておらず、年六倍の地代の半では年間二〇ドル足らずの収入にしかならないといふことは否定できない。

琉球人は〇、八エーカーあれば食つて行けようが地代として受けれる二〇ドル足らずの収入では生活をして行けない。

以上米国による補償費の支払に関する記述は正確ではあるが

沖縄に米軍が駐留する結果琉球人に生ずる附隨的利益、例えは米軍による防衛施設の建設作業による琉球人の広汎な雇傭、右以外の米国側による直接雇傭および沖縄の経済状態が極めて実質的に変化したことにより琉球人にもたらされた多くのその他

の機会等を表現していない、点で誤解を招く惧れがある。

沖縄の労働力の各四人ごとに一人は何らかの形で米軍のために勤めており、沖縄の歴史上なかつた最高の給与を受けているということが報告されている。舗装された道路上の永久建築物は、首府那覇の狭いなかつた道に取つて盛り近代的商店街が生れており、劇場は建築されている。これららのものは現地の活動であるが、劇場は建築されている。これららのものは現地の活動であるが、劇場は建築されている。

死亡率は戦前の四〇%以下に減少し、前には殆ど専ら甘藷を常食としていた多くの琉球人は、現在は、米を含むすつと変化に富んだ食生活をしている。

その上、約二年前米国は、教室建設計画に乗り出したが、この結果あと一年たてば満足できる近代的コンクリート校舎を琉球人に与えるのである。

今日沖縄は沖縄自身の大学（これも米国の新施設であるが）があり勿論琉球人の大きな誇りの一となる。学校の数は非常に少なかつたのが現在では小学校一四、高等学校六、高等専門学校一〇校がある。

そこで実相は、われらの占領の結果琉球人に課せられた苦痛と、占領によつて琉球人にもたらされた利益の双方を理解するため、あらゆる角度から眺められなければならない。

突き進めた考察

適合した方法である。なんとなれば自由市場において比較される財産に対し支払われるところのものは疑いなくその価値の最も正しい標準であるからである。琉球では農地の活発な市場はなかつた。農地はめつたに売買されないのみか寧ろ数代にわたつての一家が保有している。農地の価値を示す適切な指數を得られないことは明らかと思われる。

沖縄における公聽会に関する論評

分科委員会は沖縄において公聽会を行つて以来、問題の研究を続けたが、この研究の過程において、沖縄での公聽会に関する現地新聞の論評に留意した。分科委員会は、沖縄の新聞の論評が分科委員会に出頭した沖縄側証人の発言の挙動及び内容に失望の意を現わしていることに少々驚いた。

先づ第一に証人が、議会分科委員会が事実調査のため履むる環境についての分科委員会の徹底的質問と明白にあくことを知らぬ好奇心とは琉球人の間に分科委員会は自分達の問題に対し必ずしも同情的ではないという感じを起させたようにみえる。しかし、これは事実に反することはない。分科委員会は、長距離を旅行し、しかも且つ沖縄における公聽会開催の一種の先例を創ったと思つてゐる。分科委員会は問題は何であり、可能な限り解決は何であるかを確めるためにこれまで以上の場所はなかつたと感じている。

それ故、分科委員会は、土地問題のあらゆる面を検討しよう

の政治論争を提供した。

この問題は、この少数派に煽動的紛糾のための好機の手段を駆いており、沖縄の歴史上なかつた最高の給与を受けているということが報告されている。舗装された道路上の永久建築物は、首府那覇の狭いなかつた道に取つて盛り近代的商店街が生れており、劇場は建築されている。これららのものは現地の活動であるが、劇場は建築されている。

死亡率は戦前の四〇%以下に減少し、前には殆ど専ら甘藷を常食としていた多くの琉球人は、現在は、米を含むすつと変化に富んだ食生活をしている。

その上、約二年前米国は、教室建設計画に乗り出したが、この結果あと一年たてば満足できる近代的コンクリート校舎を琉球人に与えるのである。

今日沖縄は沖縄自身の大学（これも米国の新施設であるが）があり勿論琉球人の大きな誇りの一となる。学校の数は非常に少なかつたのが現在では小学校一四、高等学校六、高等専門学校一〇校がある。

そこで実相は、われらの占領の結果琉球人に課せられた苦痛と、占領によつて琉球人にもたらされた利益の双方を理解するため、あらゆる角度から眺められなければならない。

突き進めた考察

適合した方法である。なんとなれば自由市場において比較される財産に対し支払われるところのものは疑いなくその価値の最も正しい標準であるからである。琉球では農地の活発な市場はなかつた。農地はめつたに売買されないのみか寧ろ数代にわたつての一家が保有している。農地の価値を示す適切な指數を得られないことは明らかと思われる。

沖縄における公聽会に関する論評

分科委員会は沖縄において公聽会を行つて以来、問題の研究を続けたが、この研究の過程において、沖縄での公聽会に関する現地新聞の論評に留意した。分科委員会は、沖縄の新聞の論評が分科委員会に出頭した沖縄側証人の発言の挙動及び内容に失望の意を現わしていることに少々驚いた。

先づ第一に証人が、議会分科委員会が事実調査のため履むる環境についての分科委員会の徹底的質問と明白にあくことを知らぬ好奇心とは琉球人の間に分科委員会は自分達の問題に対し必ずしも同情的ではないという感じを起させたようにみえる。しかし、これは事実に反することはない。分科委員会は、長距離を旅行し、しかも且つ沖縄における公聽会開催の一種の先例を創ったと思つてゐる。分科委員会は問題は何であり、可能な限り解決は何であるかを確めるためにこれまで以上の場所はなかつたと感じている。

それ故、分科委員会は、土地問題のあらゆる面を検討しよう

14

15

の政治論争を提供した。

この問題は、この少数派に煽動的紛糾のための好機の手段を駆いており、沖縄の歴史上なかつた最高の給与を受けているということが報告されている。舗装された道路上の永久建築物は、首府那覇の狭いなかつた道に取つて盛り近代的商店街が生れており、劇場は建築されている。これららのものは現地の活動であるが、劇場は建築されている。

死亡率は戦前の四〇%以下に減少し、前には殆ど専ら甘藷を常食としていた多くの琉球人は、現在は、米を含むすつと変化に富んだ食生活をしている。

その上、約二年前米国は、教室建設計画に乗り出したが、この結果あと一年たてば満足できる近代的コンクリート校舎を琉球人に与えるのである。

今日沖縄は沖縄自身の大学（これも米国の新施設であるが）があり勿論琉球人の大きな誇りの一となる。学校の数は非常に少なかつたのが現在では小学校一四、高等学校六、高等専門学校一〇校がある。

そこで実相は、われらの占領の結果琉球人に課せられた苦痛と、占領によつて琉球人にもたらされた利益の双方を理解するため、あらゆる角度から眺められなければならない。

突き進めた考察

適合した方法である。なんとなれば自由市場において比較される財産に対し支払われるところのものは疑いなくその価値の最も正しい標準であるからである。琉球では農地の活発な市場はなかつた。農地はめつたに売買されないのみか寧ろ数代にわたつての一家が保有している。農地の価値を示す適切な指數を得られないことは明らかと思われる。

沖縄における公聽会に関する論評

分科委員会は沖縄において公聽会を行つて以来、問題の研究を続けたが、この研究の過程において、沖縄での公聽会に関する現地新聞の論評に留意した。分科委員会は、沖縄の新聞の論評が分科委員会に出頭した沖縄側証人の発言の挙動及び内容に失望の意を現わしていることに少々驚いた。

先づ第一に証人が、議会分科委員会が事実調査のため履むる環境についての分科委員会の徹底的質問と明白にあくことを知らぬ好奇心とは琉球人の間に分科委員会は自分達の問題に対し必ずしも同情的ではないという感じを起させたようにみえる。しかし、これは事実に反することはない。分科委員会は、長距離を旅行し、しかも且つ沖縄における公聽会開催の一種の先例を創ったと思つてゐる。分科委員会は問題は何であり、可能な限り解決は何であるかを確めるためにこれまで以上の場所はなかつたと感じている。

それ故、分科委員会は、土地問題のあらゆる面を検討しよう

の政治論争を提供した。

この問題は、この少数派に煽動的紛糾のための好機の手段を駆いており、沖縄の歴史上なかつた最高の給与を受けていると

いうことが報告されている。舗装された道路上の永久建築物は、首府那覇の狭いなかつた道に取つて盛り近代的商店街が生

れており、劇場は建築されている。これららのものは現地の活動であるが、劇場は建築されている。

死亡率は戦前の四〇%以下に減少し、前には殆ど専ら甘藷を常食としていた多くの琉球人は、現在は、米を含むすつと変化に富んだ食生活をしている。

その上、約二年前米国は、教室建設計画に乗り出したが、この結果あと一年たてば満足できる近代的コンクリート校舎を琉球人に与えるのである。

今日沖縄は沖縄自身の大学（これも米国の新施設であるが）があり勿論琉球人の大きな誇りの一となる。学校の数は非常に少なかつたのが現在では小学校一四、高等学校六、高等専門学校一〇校がある。

そこで実相は、われらの占領の結果琉球人に課せられた苦

痛と、占領によつて琉球人にもたらされた利益の双方を理解す

るために、あらゆる角度から眺められなければならない。

突き進めた考察

適合した方法である。なんとなれば自由市場において比較される財産に対し支払われるところのものは疑いなくその価値の最も正しい標準であるからである。琉球では農地の活発な市場はなかつた。農地はめつたに売買されないのみか寧ろ数代にわたつての一家が保有している。農地の価値を示す適切な指數を得られないことは明らかと思われる。

沖縄における公聽会に関する論評

分科委員会は沖縄において公聽会を行つて以来、問題の研究

を続けたが、この研究の過程において、沖縄での公聽会に関する現地新聞の論評に留意した。分科委員会は、沖縄の新聞の論評が分科委員会に出頭した沖縄側証人の発言の挙動及び内容に失望の意を現わしていることに少々驚いた。

先づ第一に証人が、議会分科委員会が事実調査のため履むる環境についての分科委員会の徹底的質問と明白にあくことを知らぬ好奇心とは琉球人の間に分科委員会は自分達の問題に対し必ずしも同情的ではないという感じを起させたようにみえる。しかし、これは事実に反することはない。分科委員会は、長距離を旅行し、しかも且つ沖縄における公聽会開催の一種の先例を創ったと思つてゐる。分科委員会は問題は何であり、可能な限り解決は何であるかを確めるためにこれまで以上の場所はなかつたと感じている。

それ故、分科委員会は、土地問題のあらゆる面を検討しよう

は、米軍が土地を必要とする事から、起つたものであるが單なる土地收用の域を越えた考慮すべき事柄を内包している。既に指摘した如く、土地問題から起つた深刻な経済的影響のはか微妙な地方的、國際的な問題の面がある。

かかる状況においては、軍隊に与えられた権限が期待されるほど厳格且つ精密さをもって行使されることは明らかである。これは米国内においても似た状況においてはまさにそうである。それで、一般的に制定された法の範囲内にあっても行政にあつては、前記の事情がなければ、えられないかなりの想像力と同情力を働かせる必要があると分科委員会は考える。

よつて、この問題の責任を負う人々が準備しなければならない、さまざまの回答を含む広い見解並びに彈力性ある考え方を示すことが望ましい。

一般的考察

琉球問題は如何に同情的であつても、一個の不人気な真実に当面せざるを得ないことは前述の通りである。即ち、沖縄におけるわれわれの使命は戦略的なものであり、結局この使命と、それから由来する軍事的必要性が優先せざるを得ないことをある。「年毎の地代支払いに代えて分科委員会の勧告した長期地上權は分科委員会の意見では、琉球諸島における米国の駐屯の長さを示すものと解されてはならぬ。全部若しくは一部の琉球人同様、われわれも島の占領が必要でないとを望んでゐる。しかし、それが必要であること、そして、この報告に含まれているすべての勧告がこの事実に基いていることは否定できない。このことを支持するため引用される最高政策の声明

琉球人、吾々の防衛及び恐らく或る意味においては世界に影響を及ぼすに違いないところの勧告を行いたいと思う。

一九五七年会計年度の軍事公共事業計画の中には約四万四千キロワットの電力を起すに必要な第一次施設拡張の項目が含まれると説明される。この建設は漸く着手されたばかりだが、約一千五五十万ドルと見積もられている。沖縄では究極的には十五万キロワット程度のものが必要であると推定される。これらの発電所の燃料として現在使用されている、或は将来使用されるすべての油樽は何マイルの海を越えて油槽船によつて運んでこなくてはならない。油はこの目的のためにつくられた輸送を通つて汲み上げられ、且つ多額の費用をかけて建設したタンクに貯蔵されねばならぬ。

當利用原子力発電所の開発が目下米国で行われておるのは周知のことである。例えば遠隔基地用の熱及び冷気をつくりだすために小型原子力発電所を設置しようとする陸軍の原子力の輸送費がペルシヤ湾油田地における燃料石油の原価よりも事実高くつく沖縄のような地域においては、原子力発電所は普通の発電所と充分競争し得るであろうことは分科委員会にとって明らかであると考える。平和的目的のための原子力利用がもつ經濟上、文化の向上、はたまた本質的に沖縄のような戦略的地域において原子力開発が行われた場合人心に与える感動的衝撃のためにも分科委員会は国防省がこの問題に關し検討し且つ適切な勧告を行よう分科委員会は勧告する。

は、一九五四年一月七日の一般要書で「われわれは沖縄の米軍基地を無期限に保持するであろう」と述べたアイゼンハワー大統領のそれである。

一括払いに関する説評

ワシントンにおける公聴会においても、沖縄における公聴会においても沖縄住人は、普通の琉球人は金錢の取扱に不慣れであるのでこれをうまく利用できず、又一括払い(umpay-out)で受けける基金を浪費して深刻な経済的窮屈に陥るであろうとの注意すべき懸念を發言した。委員会はかかる可能性の合理性を評議することが出来ない。しかし、もしかかる可能性が、沖縄地主は資金を節儉使用する能力に欠けているとの確実な知識に基いたものであるならば、地主を保護するに必要な指導と援助を与える合理的な監督を課すことができると思われる。例えば、一括払い額を政府の基金に寄託しこれを土地開発、商業企業とか、或いはその他これに類する経済的に有益な計画にあつて以つてかかる活動より預託者に年々支払うため充分な收入を生み出すものに使用することが出来よう。更に、地主が新しい土地を獲得したり、健全な商業投資を行つたり、南方琉球諸島に入植したり、外國に移民したりする為寄託金を要すると申立てれば、自分の寄託金の全部または、その一部を引出し得るよう規定することも出来よう。

右に述べたことは、この任務を負う琉球政府が適當な機關を助長して行くことの期待するものである。

沖縄における原子力

沖縄の土地問題とは関係はないが、分科委員会は究極的には

分科委員会の勧告

土地の評価に當り、行政部門の主管範囲を逸することは分科委員会の意図とすることではないが、前述の如く琉球における農地に関する限り、比較売買法を用いることは全く實際的でないと考える。それではそれに代わる方法は何であるか? 農耕に最適である土地の補償を決定するに當つては、米国は沖縄において現今農耕されている同種の土地に関する現在農業生産力及び收入資料の最も大的の考慮を払わねばならぬといふことが分科委員会の見解である。沖縄の土地所有者がその土地に対する公正な補償を受け又米国が沖縄における全面的義務を履行しようとするならば、確かに、土地から得られる将来の収益を考慮した現在価値は沖縄独特の考慮を要する要素であろう。

分科委員会は又、将来無期限に必要と認められたこれらの土地において取得される権利は、フィートタイトルとするかもしれないが、現行法規ないしは現行法規の改正により取得される最大限の権利たるべきことを勧告する。フィートタイトルもしくはそこで述べた評議手続に従つて土地の適正なる価格が一括に支払われるべきである。これは地主がこうすることによって、他の地主(多く他の琉球諸島)に移動するか、他の生計手段に慣れつづ生計を維持しもしくは数年前実施された移民計画を続行して海外へ移住するに足りる完全且つ充分な金額を受け得る唯一の方法を示すものであると分科委員会は考える。

他の方法、即ち毎年地代を支払うということは、とりわけ土地再評価の度毎に支払われる地代について、同意を得ることが

出来ないために絶えず不安と意見の相違を見るのである。これが指摘された。沖縄の地主に対する時代の一括払いの特権について沖縄の証人がしばしば表明した心事についてはこの報告書の後半において述べられている。

評価方法についてこれまで述べた事項はすべて農地についてのみである。沖縄には米国の活動によつてもたらされた新しい経済情勢に合致した性格をもつ商業用地及びその他の土地において活潑な市場が存在している。これらの土地に関する評価の設定は比較的實質最も適当である。

その他の勧告

分科委員会は、希望的な事項としてではなく、その各々について関係軍部が綿密に検討し、この特別勧告の諸要素が熟して時軍事委員会に報告すべき事柄として次の追加勧告を行う。

- 1 耕作地と非耕作地とを問わず、沖縄経済のために返還される凡ての土地は速かに返還されるべきである。現在行われている基本計画に従つて、明瞭且つ明確に利用計画はされている土地で現在使用されていない土地があることを認める。然しながら、分科委員会はこれらの土地の外に、将来必要となるかも知れないという単なる見込みだけを押さえていると思われる土地があると考へる。このようないくつかの土地があれば、これも出来得る限り速に返還されるべきである。
- 2 現在軍の管轄下にある耕作地約二万七千エーカーの内六千エーカーは許可制により琉球人に農耕を許されているが、これら六千エーカーのうち三千エーカーは主として予

科委員会としては空軍は沖縄南西一八〇哩に所在する宮古島に飛行場建設工事を真剣に検討しているものと考えた。島に飛行場建設工事を真剣に検討しているものと考えた。分科委員会は底空で同島上空を飛行し、これにより同島は到る処集約的に耕作されることは十分判つた。又分科委員会はこの島は住民に比し土地が不足しているため、住民は石垣島及び西表島に移住が行われていることも知つてゐる。

沖縄に起つたよりも更に深刻な問題が沖縄のそれよりも規模であるが、宮古島に発生する可能性があるから、この計画は最大の縮縛をもつて再検さるべきである。

分科委員会は糞糞のため個人のものでない森林地帯が沖縄全土に亘り村落經濟に如何に重要であることを知つて落いた。村民は漁業や、その他の軍事行動のため、一時的に数日間もこれららの森林を使うことを妨げられており模様である。

このことは前述のとおり、真に辛いことであり、このよ

うな目にあつてゐる村落の基本經濟に直接觸れる問題である。分科委員会は、軍部が沖縄住民の伝統的慣習に従つて住民に森林を最大限に利用することを保障するためあらゆる措置を講じるよう希望すると共に、協力的精神に基いてこの問題を解すべきことを勧告する。

6 土地を失つた沖縄の地主に對し、農地となる可能性ある土地を回収し、整地し或はその他の方法で整備計画を始めることにより多大の援助を与えなければならない。分科委員会としては米軍は援助計画を立案しこれを実行に移し右

備飛行場無線燃料タンク等の施設区域、軍需品貯蔵所などであるので、右土地は殆ど無期限に耕作され得るものと十分認められる。琉球人が現在耕作しているこれらの土地は最大限に農耕の利用に供さるべきであり又其の外の土地も利用が可能な限り利用さるべきである。

3 次の勧告は琉球人自身及び特に琉球政府に対して、為さるべきである。沖縄諸島において以前農耕地であつて現在休閑地となつてゐる土地は少くとも一万二千エーカー（或る推定では二万七千エーカー）に及んでいることを見積らねばならない。これに申述べた土地はいづれも基本計画の対象である。これらの大部分の土地は、他の生計手段をもつている個人、別に肥沃な土地をもつてゐる者、或は軍又は民間産業に雇用された者によって所有されている模様である。琉球人はこれらの土地が何故耕作されていないかについて理由を述べているが、それらの理由はどれ一つとして達休地となつてゐる事情について十分な正当性がないように思われる。

分科委員会の調査によれば琉球政府行政は米国当局より何らか要請があつた後、これらの土地並に其の他の潜在的な耕作可能な數千エーカーの土地を政府機関が取得する法案を起草した。この法案もまた水際、陸地等によつて、取得したる土地を改良することを規定したものであつたであろう。耕作可能なる一切の土地が利用し得られるよう早急且つ積極的措置がとられるよう勧告する。

4 この計画は未だ十分進展しているよう見えないが、分

計画が成功するよう、前記の援助を与え、又軍の技術知識を利用すべきであると思う。この点に關し、更に又分科委員会が行つた他の若干の勧告に因連して、國務長官の「米國は全力を尽して琉球住民の福祉と厚生の改善に努めるであろう」という約束をここに引用することが適切である。

附帶的諸問題の決定

分科委員会は二つの問題を未解決のままにして沖縄から帰国した。その一つは米國海兵師団（破闊隊一個連隊を除く）を沖縄に駐留させることが質問であるか否かの問題である。もう一つは米軍による普天間飛行場の使用とそれに、附隨して起る問題即ち海軍による与那原飛行場の抵張計画に関するものである。

分科委員会は帰國後これらの二つの問題について公聽会を開き度々に検討したところ海兵一個師団の三分の二を沖縄に移駐させようとする軍の決定が正しいものであり又軍事上の必要性から正當であるとの結論に達した。公聽会の委細及び分科委員会の結論の根柢は、高度の軍事の機密に亘る点があるので報告書の討論の議題とすることはできない。普天間飛行場は、約一、八〇〇エーカーであり、現在空軍により補助的なものとしてのみ使用されているが将來は特定の利用計画を存している。

与那原は現在使用されていない海軍飛行場である。右飛行場は面積約六エーカーで、これが利用されるとすれば海軍による更に多くの土地の取得が必要となるであろう。これら二つの飛行場の使用計画は前述のとおり分科委員会によつて最も詳細に亘り行われた公聽会の議題であつた。分科委員会はこの

二つの飛行場の使用暫定計画案に対し異議をはさむものではな
いが、兩施設についての兩省関係の錯綜する利害について引続
き検討を行うよう勧告する。

この点につき、分科委員会のとつた立場は、兩飛行場の拡大
と使用は現在のところ計画の段階を出てはいないということ
である。右の兩飛行場問題については、今日のところ判然とす
測し難い種々の考慮が最終的決定を行は際なされることになる
う。

要 約

以上を要約すれば分科委員会の勧告は次のとおり。

一 将來無期限にわたりて必要と考えられるこれらの諸資産に
対して取得すべき権利は、フィーダーライトないしは現行法律
又はそれに加えられる修正に基く最大限の権利でなければな
らない。永代借地権もしくはフィーダーライトに極めて近い権
利が取得される場合、本報告で定められた評価手続に従つ
て公正な資産価格が支払われるべきである。

二 農地の価格評価にあたつては、主として農業生産性に考慮
を払うべきである。

三 商業用財産の評価にあたつては、比較売買法を用うべきで
ある。

四 耕作地と非耕作地とを問わず沖縄の経済のため返還しうる
すべての土地はすみやかに返還るべきである。

五 現在軍が接収している土地で琉球人が段階を行つているも
のは引続きその用途に使用し、その他の耕作可能な土地も農
耕化供すべきである。

六 琉球政府は、軍の統制下におかれていな道休地を農耕に
転換し得るよう積極的な計画を立案すべきである。

七 米軍による土地の追加の土地収用は絶対最少限度に止める
べきである。

八 空軍省は宮古島の飛行場建設案を再検討すべきである。

九 軍当局は沖縄の島民が沖縄の森林利用を最大限に許可すべ
きで、しかも、それは、同情的且つ協力的立場に基いて行う
べきである。

十 米軍は耕地を復旧し、その他の準備を行う琉球人に對し、
一切の援助と支持を与えるための計画を立案し、これを実施
すべきである。

十一 海空軍は与那原と普天間の改良問題については慎重な態
度をとり、あらゆる社会的、經濟的因素を最も詳細且つ正確
に検討したうえでのみ最終的決定を行うべきである。

十二 なお、國防省が核エネルギー利用による火力開発の可能性
に関する分科委員会の示唆に對し極めて真剣な考慮を払う事
を勧告する。